

高齢者施設での感染症発生時における職員の派遣に関する協定

協定の締結

〈内容〉

- ・ 職員の派遣に協力できる施設及び職員を募集し、派遣職員候補者名簿を作成
- ・ 市からの依頼により、協力施設に派遣調整

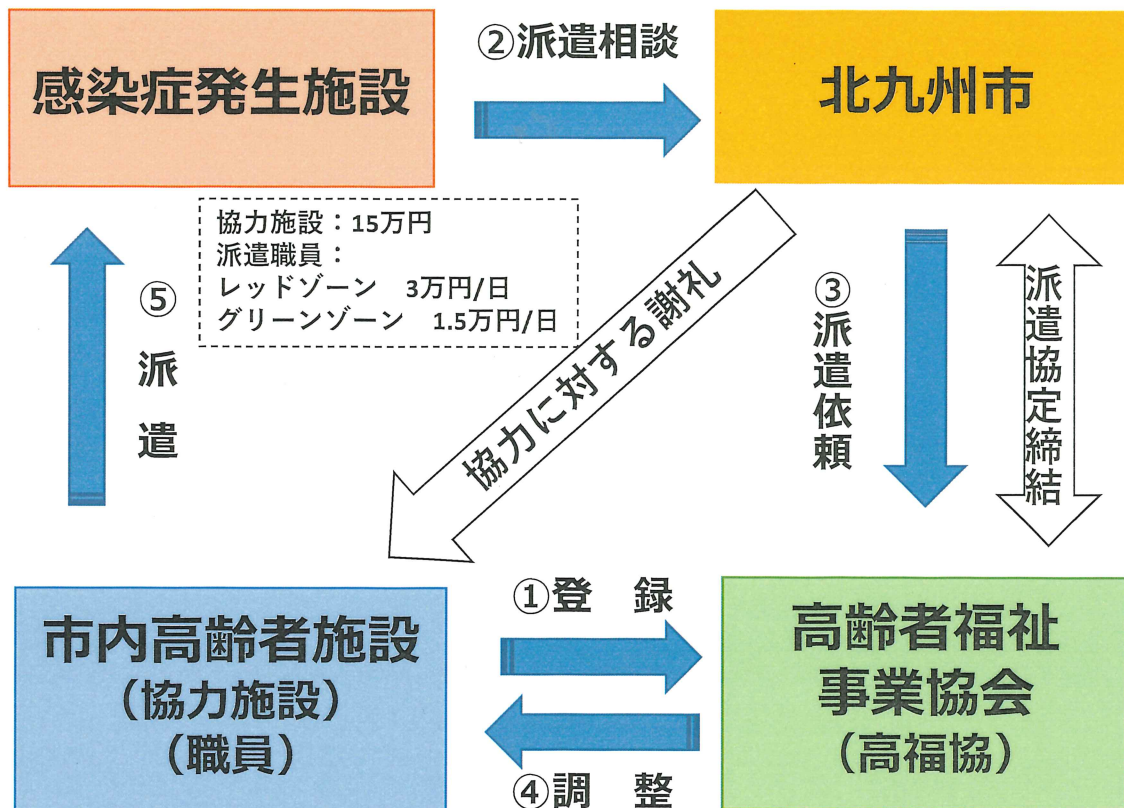
〈市の支援〉

- ・ 協力施設及び派遣職員に対する謝礼の支出
- ・ 派遣に要する交通費、保険料等の助成
- ・ 派遣職員に対するPCR検査の実施
- ・ 感染発生施設の状況に応じた衛生資材の提供
- ・ その他派遣全般に係る調整、支援

内容の特色

- 派遣先は、高福協の会員施設だけでなく会員外も対象。
- 感染リスクの高いエリア（レッドゾーン）での勤務を想定。派遣職員には感染防止対策としての事前研修を実施。

【職員派遣のスキーム】



感染症発生時における職員の派遣に関する協定書

北九州市(以下「甲」という。)と公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会(以下「乙」という。)は、新型コロナウイルス感染症が発生したとき(以下「感染症発生時」という。)における高齢者福祉施設等(以下「施設」という。)の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、職員又は入所者に感染症が発生した北九州市内に所在する施設(以下「感染症発生施設」という。)における感染拡大防止及び適切な運営の維持のため、甲と乙が相互に協力して感染症発生施設への支援等について調整し、円滑な人的支援の実施を図ることを目的とする。

(支援の基本原則)

第2条 感染症発生時における施設間の支援については、施設の自主性又は乙の自主的な調整に基づいて行われることを基本とし、この協定はそれを妨げないものとする。

2 この協定は、乙又は乙の会員施設が別に締結する感染症発生時における支援に関する協定を妨げないものとする。

(情報の収集等)

第3条 甲と乙は、平常時において、施設の入所者の状況や支援体制等について、できる限り情報を収集するよう努めるものとする。

2 甲と乙は、感染症発生時における感染状況や支援の実施状況等の情報について、積極的に収集するよう努めるとともに、密に情報を交換するものとする

(甲による要請)

第4条 甲は、感染症発生施設において感染拡大により適切な運営の維持が困難と認めたときは、乙に対し、感染症発生施設の状況及び支援の内容を明らかにして、速やかに支援の調整を要請するものとする。

(職員の派遣の依頼)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次の各号に掲げる事項について、支援の調整を行うものとする。

- 一 感染症発生施設に対する介護職員その他必要な職員の派遣
- 二 前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(支援の実施)

第6条 乙の会員施設は、その運営に支障がない範囲で支援を行うものとする。

(甲による支援の調整等)

第7条 乙は、乙の会員施設による支援では不足する場合には、甲に対し、乙の会員施設以外の施設による支援について、調整を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請を受けたときは、第5条各号の事項について、乙以外の団体に対して支援の調整を要請するものとする。

3 第4条の規定は、第1項の場合に準用する。

(制度の周知)

第8条 甲は、本協定の実施に必要な事項について、市民への周知に努めるものとする。

2 乙は、本協定の実施に必要な事項について、乙の会員施設への周知を行うものとする。

(実施要綱)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、別に実施要綱で定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

但し、この協定の有効期間満了の日から1カ月前までに、甲、乙いずれからも終了の意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間、この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保持するものとする。

令和2年11月27日

甲 北九州市長 北 橋 健 治 (署名)

乙 公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会
会 長 渡 邊 正 孝 (署名)